

橋梁・耐震補強の進め方について

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分で落橋の可能性が否定できない
- ② 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況（完了率※：78%）
- ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
（県道小川嘉島線・府領第一橋）

※完了率は、平成30年3月末時点



橋梁の支承・主桁の損傷
（大分自動車道・並柳橋）

① ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、2019年度※までに耐震補強を完了を目指す

（約430橋 H30.3月末時点）

※対策完了目標年次



対策前



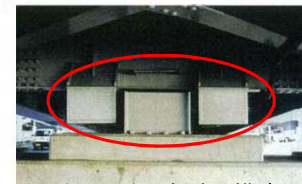
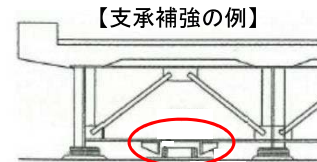
対策後

耐震補強の施工例

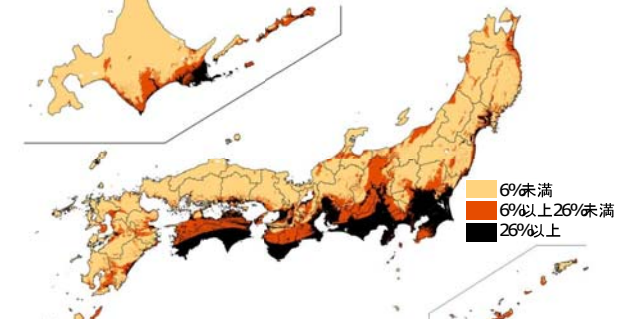
② 緊急輸送道路の耐震補強の加速化

高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないように、支承の補強や交換等を行う対策を加速化

- ・2021年度まで※：少なくとも発生確率が26%以上の地域で完了を目指す ※対策完了目標年次
- ・2026年度まで※：全国で完了を目指す



水平力を分担する構造



今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
※今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26% 6%あることは、それぞれごく大まかには、約100年、約500年に1回程度、震度6弱以上の揺れに見舞われることを示す。
出典）全国地震動予測地図2016年版（地震調査研究推進本部）を基に作成

③ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を2021年度まで優先的に支援
（地方管理※：約230橋 H30.3月末時点）

※高速道路や直轄国道においては対策済み

跨道橋

《対策イメージ》



直轄国道



落橋防止構造



橋脚補強

☆地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

H30.3月末時点

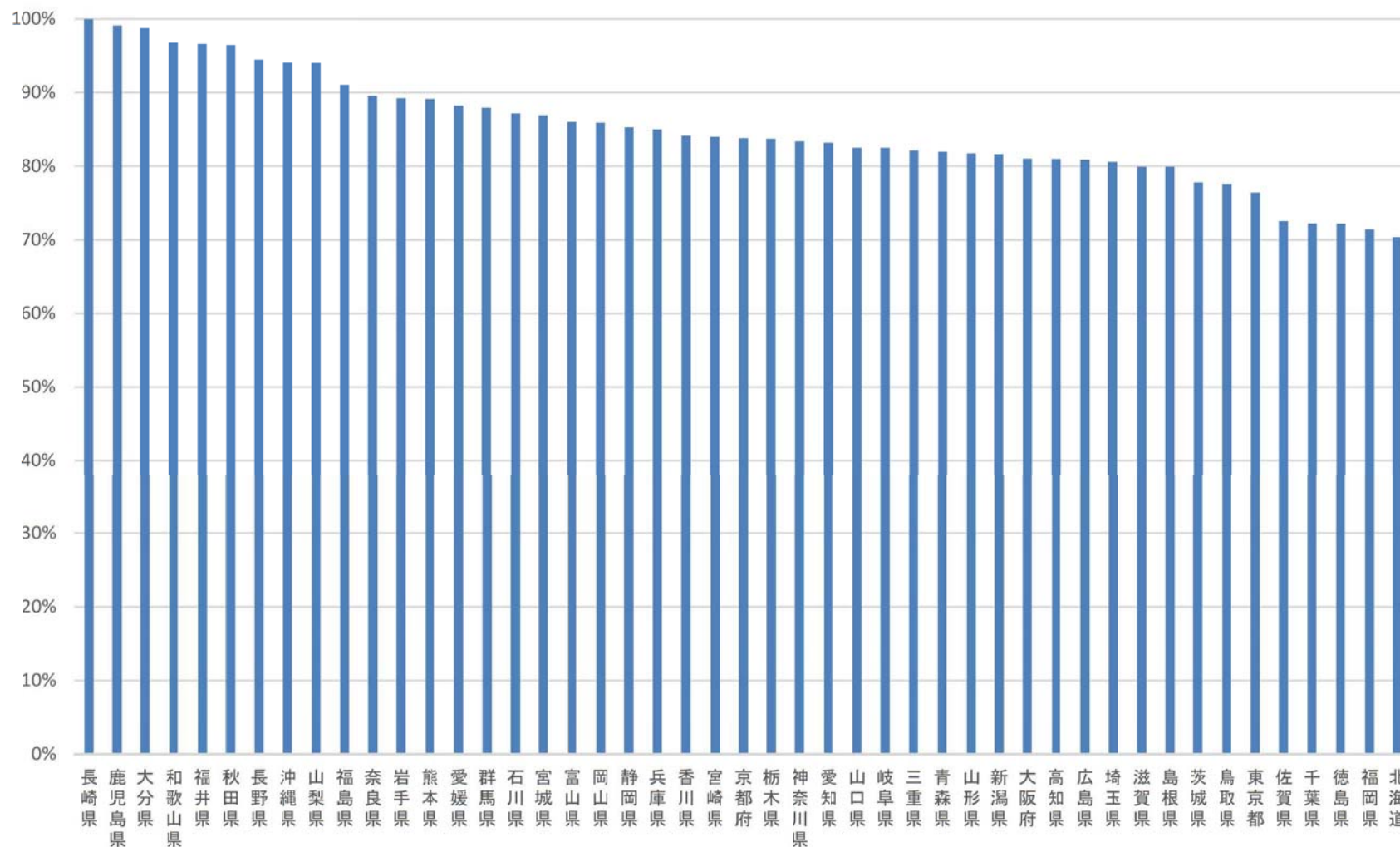
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	74%
国管理	82%
都道府県管理	79%
政令市管理	78%
市町村管理	67%
計	78%

- ※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
- ※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。
なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%
- ※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)

H30.3月末時点



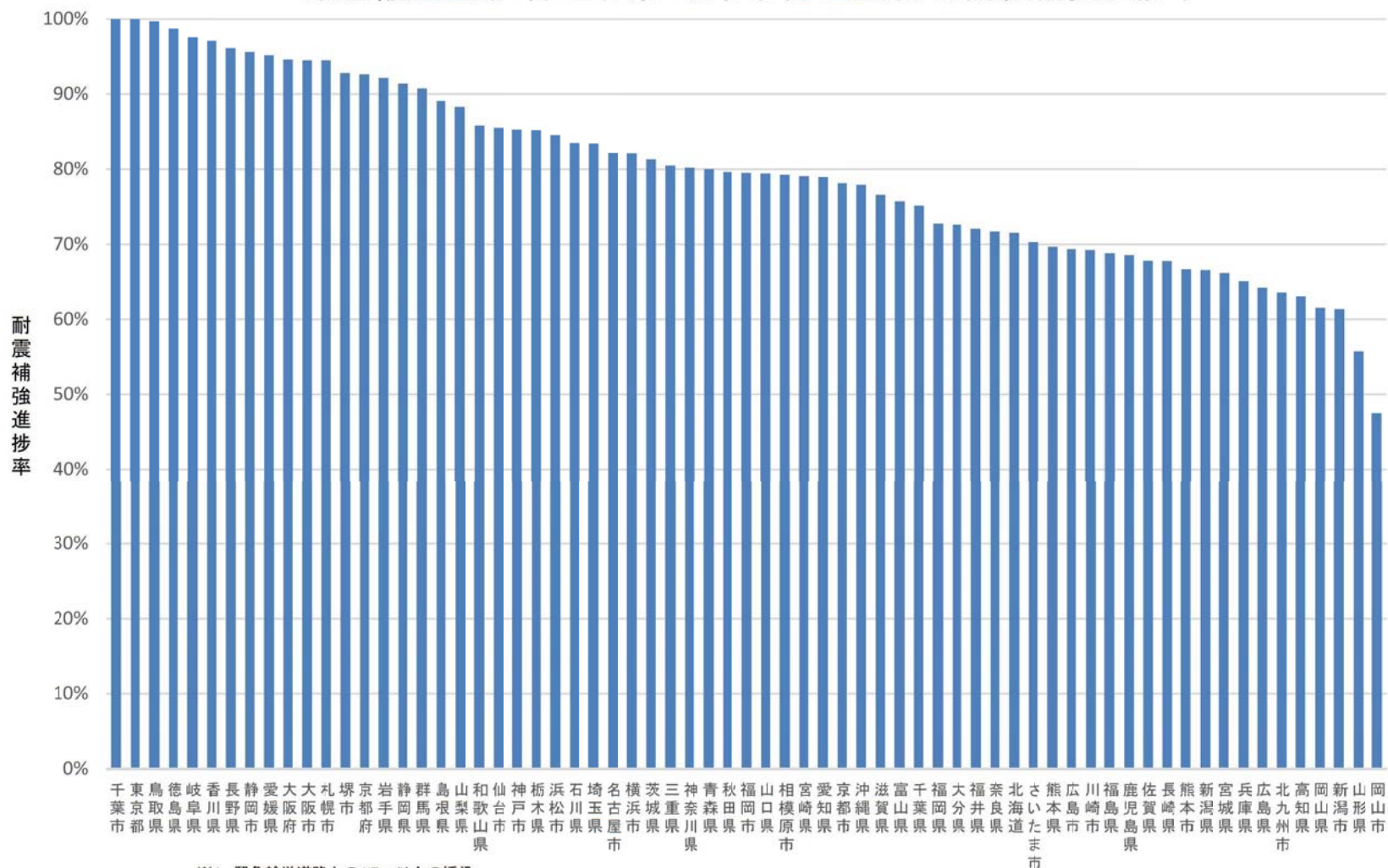
※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路(都道府県・政令市管理道路)の耐震補強進捗率

H30.3月末時点



※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(高速)

H30年3月末時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	74%
東日本高速	79%
中日本高速	88%
西日本高速	59%
首都高速	98%
阪神高速	91%
本四高速	45%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
 ※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
 ※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

事 務 連 絡
平成 2 8 年 3 月 1 8 日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成 24 年 3 月 13 日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成 26 年 1 月 8 日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成 26 年 1 月 8 日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

（問い合わせ）

大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

平成31年1月31日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

37の民間資格を新たに登録します！

～「平成30年度 公共工事に関する調査及び
設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は1月31日付けで、国土交通省登録資格に37の民間資格を新たに登録します。第5回目の登録となります。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに251の資格を登録しています。

昨年11月に公募し、新たに登録した37の技術者資格は、既登録技術者資格とあわせて、国及び地方公共団体の業務発注時の総合評価落札方式において加点評価するなど、積極的に活用していく予定です。

■国土交通省登録資格について

①国土交通省登録資格の概要（参考）

⇒【別添1】参照

②登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

⇒【別添2】参照

【参考HP】

- ※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)
- ※2 申請について
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259766.pdf>)
- ※3 技術者資格制度小委員会について
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房

技術調査課 課長補佐 矢野（内線22357）

係長 平岡（内線22358）

公共事業調査室 主査 福田（内線24297）

TEL 代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8220（技術調査課）

03-5253-8258（公共事業調査室）

FAX 直通：03-5253-1536（技術調査課）

国土交通省登録資格の概要(参考)

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに4回の公募を行い、全251資格が登録されていますが、今回新たに37資格を追加登録するものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法) 改正
- 平成26年 8月 ・ 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
- 平成26年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・ 技術者資格制度小委員会(委員長：日本大学 木下誠也教授)設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
- 平成26年11月 ・ 公募開始(第1回)
- 平成27年 1月 ・ 登録資格の公表(第1回) 50資格を登録
- 平成27年10月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001106474.pdf>)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の3施設分野、社会資本ストックを建設するための「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
- 平成27年10月 ・ 公募開始(第2回)
- 平成28年 2月 ・ 登録資格の公表(第2回) 111資格を追加登録(計161資格)
- 平成28年11月 ・ 公募開始(第3回)
- 平成29年 2月 ・ 登録資格の公表(第3回) 50資格を追加登録(計211資格)
- 平成29年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001211390.pdf>)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の2施設分野、「計画・調査・設計業務」の1施設分野を拡充。
- 平成29年11月 ・ 公募開始(第4回)
- 平成30年 2月 ・ 登録資格の公表(第4回) 40資格を追加登録(計251資格)
- 平成30年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf>)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の2施設分野を拡充。
- 平成30年11月 ・ 公募開始(第5回)

(今回)

- 平成31年 1月31日
・ 登録資格の公表(第5回) 37資格を追加登録し、計288資格に。

3. (参考)分野別登録資格数

総計 288資格

●維持管理分野(点検・診断等業務) ※H30年度一部拡充

施設等名	登録資格数					計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1 (今回)	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	50
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	55
トンネル	5	13	8	3	1	30
舗装	—	—	—	9	1	10
小規模附属物	—	—	—	7	2	9
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	14
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8
堤防・河道	—	0	0	4	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	3
下水道管路施設	—	1	1	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	4
土木機械設備	—	2	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	209

●計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数				計
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1 (今回)	
道路	3	3	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	3
砂防	2	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	16
港湾	14	0	0	0	14
空港	1	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御 処理システム	1	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	13
宅地防災	—	—	1	0	1
建設環境	2	0	2	0	4
計	62	13	4	0	79

○:登録区分

資格名	試験実施機関	橋梁(鋼橋)		橋梁(Co橋)		トンネル		土工		シェッカル		舗装		小規模附属物	
		点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断
RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	○	○	○	○					○	○				
RCCM(トンネル)						○	○								
RCCM(道路)								○	○	○	○	○	○		
RCCM(地質)								○	○						
RCCM(土質及び基礎)								○	○						
RCCM(施工計画、施工設備及び積算)								○						○	○
上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	○	○	○	○										
1級土木技術者(橋梁)コースB		○		○											
上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○	○	○	○										
上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○	○	○	○										
1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA		○		○											
1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB		○		○											
上級土木技術者(トンネル・地下)コースB						○	○								
1級土木技術者(トンネル・地下)コースB						○									
土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	○	○	○	○										
土木鋼構造診断士補		○		○											
コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会			○	○	○	○			○	○				
プレストレストコンクリート技士				○											
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	○	○	○	○	○	○			○	○				
道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	○		○											
道路橋点検士補		○		○											
舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会											○	○		
一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	○	○	○	○										
二級構造物診断士		○		○											
インフラ調査士(橋梁)	(一社)日本非破壊検査工業会	○		○											
インフラ調査士(トンネル)						○									
インフラ調査士(付帯施設)												○		○	
構造物保全上級技術者	(一社)国際建造物保全技術協会				○										
構造物保全技術者				○											
土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	○		○		○									
橋梁点検技術者	(独)国立高等学校専門機構	○		○											
高速道路点検診断士(土木)	(公社)高速道路調査会	○	○	○	○	○	○								
高速道路点検士(土木)		○		○		○									
主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
点検診断士		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○								
道守コース	国立大学法人長崎大学	○	○	○	○	○									
特定道守コース		○	○	○	○	○									
道守補コース		○		○		○									
橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	○		○											
橋梁診断士			○		○										
社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)	国立大学法人岐阜大学	○	○	○	○	○	○								
四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	○	○	○	○	○	○								
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	○	○	○	○	○	○								
ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	○		○		○		○				○			
構造物の補修・補強技師	(一社)リペア会	○	○	○	○										
ブリッジインスペクター	国立大学法人琉球大学	○		○											
のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会							○	○						
道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会													○	○
登録数：延べ176資格		32	18	35	20	19	11	8	6	4	4	6	4	5	4

※ 上記の技術者資格は、担当技術者を対象とした資格である。

※ 赤字はH31.1.31追加登録

平成 29 年度決算検査報告に関する説明会資料

国土交通省大臣官房会計課

平成 3 1 年 1 月 9 日

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の費用を求めるよう意見を表示したものの

1. 事業主体

国、地方公共団体（道、府、県、市、区、町）

2. 指摘内容

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定されており、空洞を発見するための調査業務は今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

このため、空洞を発見するために実施している調査業務に要した費用について占用企業者に対して応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対して同様な助言をするよう意見を表示されたものである。

3. 改善措置

指摘の主旨を踏まえ、調査業務に要した費用について、占用企業者に負担を求めるための指針等を取りまとめ、技術事務所等及び国道事務所等に対して周知し、国道事務所等が関係者との合意形成を図った上で、占用企業者に負担を求めていく予定である。

国道企 第 75 号
 国道国技 第 212 号
 国道環 第 97 号
 国道高 第 328 号
 平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 道路事業担当部長 殿
 各 指 定 市 道路事業担当部長 殿
 各 市 町 村 道路事業担当部長等 殿

国土交通省 道路局

企 画 課 長

国 道 ・ 技 術 課 長

環境安全・防災課長

高 速 道 路 課 長

定期点検要領の改定について

平成 26 年 6 月 25 日付国道企第 20 号、国道国第 73 号、国道環安第 9 号、国道高第 59 号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課、高速道路課から通知された定期点検要領について、今般これを改定しましたので通知します。

ついては、都道府県及び指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知頂きますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

事 務 連 絡
平成31年2月28日

各 都 道 府 県 道路事業担当課長 殿
各 指 定 市 道路事業担当課長 殿
各 市 町 村 道路事業担当課長 殿

国土交通省道路局	
企 画 課	課 長 補 佐
国道・技術課	課 長 補 佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課 長 補 佐
環境安全・防災課	課 長 補 佐
高 速 道 路 課	
有料道路調整室	課 長 補 佐

定期点検の参考資料の策定及び道路橋等の定期点検業務積算資料
(暫定版)の改定について

平成31年2月28日付国道企第75号、国道国技第212号、国道環第97号、国道高第328号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記1. のとおり策定しましたのでお知らせします。

また、道路橋等の定期点検業務積算資料(暫定版)については、平成26年8月4日付事務連絡により通知したところですが、そのうち、道路橋定期点検要領(平成31年2月 国土交通省 道路局)および道路トンネル定期点検要領(平成31年2月 国土交通省 道路局)に基づき実施する業務について、今般これを下記2. のとおり改定したのでお知らせします。

下記2. を参考とする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

1. 定期点検の参考資料

- ・特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料(平成31年2月)
- ・引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料(平成31年2月)

- ・水中部の状態把握に関する参考資料（平成３１年２月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成３１年２月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成３１年２月）
- ・記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成３１年２月）

２．定期点検業務積算資料

- ・道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成３１年２月）
- ・道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）（平成３１年２月）

以 上

事 務 連 絡
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 道路事業担当課長 殿
各 指 定 市 道路事業担当課長 殿
各 市 町 村 道路事業担当課長 殿

国土交通省総合政策局	
公共事業企画調整課	課 長 補 佐
国土交通省道路局	
企 画 課	課 長 補 佐
国道・技術課	課 長 補 佐
国道・技術課	
道路メンテナンス企画室	課 長 補 佐
環境安全・防災課	課 長 補 佐
高速道路課	
有料道路調整室	課 長 補 佐

新技術利用のガイドライン（案）及び
点検支援技術性能カタログ（案）の策定について

平成 3 1 年 2 月 2 8 日付国道企第 7 5 号、国道国技第 2 1 2 号、国道環第 9 7 号、国道高第 3 2 8 号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成 3 1 年 2 月）
- ・点検支援技術 性能カタログ（案）（平成 3 1 年 2 月）

以 上

国道国第 2 2 5 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各 地 方 整 備 局 道 路 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

国土交通省道路局

国道・技術課長

「国の定期点検要領について」の一部改正について

国が管理する道路における橋梁、トンネル等の定期点検要領については、
「国の定期点検要領について」（平成 2 6 年 6 月 2 5 日付国道国防第 7 1 号道路局国道・防災課長通達）により通知したところであるが、今般これの下記のとおり改正する。

記

- ・橋梁定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・道路トンネル定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。
- ・歩道橋定期点検要領（平成 2 6 年 6 月）を同（平成 3 1 年 3 月）に改正する。

以 上

事 務 連 絡
平成31年3月29日

各 地 方 整 備 局	道 路 管 理 課 長	殿
	地 域 道 路 課 長	殿
北 海 道 開 発 局	道 路 維 持 課 長 補 佐	殿
	地 域 事 業 管 理 官	殿
沖 縄 総 合 事 務 局	道 路 管 理 課 長	殿
	道 路 建 設 課 長	殿

国土交通省道路局
国道・技術課 課 長 補 佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課 長 補 佐

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項及び道路橋の
定期点検業務積算資料（暫定版）の策定について

平成31年3月29日付国道国技第225号により、国土交通省 道路局 国道・技術課から通知された国の定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定したので周知する。

「トンネル等の定期点検にあたっての留意事項」は、各都道府県メンテナンス会議等を通じて、地方公共団体に情報提供されたい。

なお、道路橋の定期点検の積算基準については、設計業務等標準積算基準書「4－2 橋梁定期業務等積算基準」に示されているところであるが、今般これを下記3. のとおり一部見直したので、当面の間これによられたい。

記

1. トンネル等の定期点検にあたっての留意事項
2. 標準特記仕様書
【直轄】橋梁定期点検業務の標準特記仕様書（案）
【直轄】橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）
3. 橋梁定期点検業務等積算基準（暫定版）（平成31年3月）

以 上

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

1. トンネル等の定期点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「知識と技能を有する者」という。）が行うこととされており、道路管理者は知識と技能を有する者に定期点検として、状態の把握及び健全性の診断を行わせなければならない。
2. このため、道路管理者が知識と技能を有する者となって自ら定期点検を行うか、道路管理者が定期点検業務の発注者として、受注者の知識や技能及び点検方法等の技術提案を確認した上で定期点検を行わせるか、いずれかの方法で行うこととなる。
3. なお、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、門型標識及び横断歩道橋の点検にあたっては、各地方整備局等が実施している「橋梁初級Ⅰ研修」や「道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修」の受講者を自ら定期点検を行う場合の知識と技能を有する者として扱うことができる。
4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。
5. 受注者からの近接目視によらない点検方法の確認については、資料－4「新技術利用のガイドライン（案）」、資料－5「点検支援技術性能カタログ（案）」を参考とすることができる。
6. トンネル等の健全性の診断結果については、道路管理者も責任を負うことになる。

事 務 連 絡
平成31年3月29日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術の活用について

点検支援技術については、平成31年2月28日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」にて通知したところであるが、各地方整備局等においては、平成31年4月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討した上で実施されたい。検討の結果、点検支援技術を活用する場合は、次回以降の点検の効率化に向け、対象とする部位の選定の考え方や技術選定に関する所見を定期点検記録様式※に記録すること。

※定期点検記録様式は、橋梁では様式その5、トンネルでは様式E、シェッド・大型カルバートでは様式その5が該当

なお、今後点検支援技術について活用実績や活用効果、積算体系の構築等を目的とした調査を予定しているので、協力されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

事 務 連 絡
平成 3 1 年 4 月 2 5 日

各地方整備局 道路管理課長 殿
北海道開発局 道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局 道路管理課長 殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

点検支援技術活用に関する経費について

点検支援技術については、平成 3 1 年 2 月 2 8 日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」及び平成 3 1 年 3 月 2 9 日付事務連絡「点検支援技術の活用について」にて通知したところであるが、点検支援技術を活用するにあたり必要な経費については、次の通り対応されたい。

- 各地方整備局等においては、平成 3 1 年 4 月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討し、点検支援技術を活用する場合は必要な経費は適切に計上されたい。

(問合せ先)

道路局 国道・技術課 大場 (37862、ooba-s8910@mlit.go.jp)
梶原 (37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp)

事務連絡

平成31年 3月29日

北海道開発局

事業振興部

都市住宅課長 殿

建設部

河川計画課長 殿

道路建設課長 殿

道路維持課長 殿

地域事業管理官 殿

各地方整備局

建政部

都市整備課長 殿

都市・住宅整備課長 殿

河川部

河川計画課長 殿

地域河川課長 殿

道路部

路政課長 殿

道路計画（第一）課長 殿

地域道路課長 殿

道路工事課長 殿

道路管理課長 殿

各地方運輸局

鉄道部

技術（第一）課長 殿

内閣府沖縄総合事務局

開発建設部

河川課長 殿

道路建設課長 殿

道路管理課長 殿

建設産業・地域整備課長 殿

運輸部

車両安全課長 殿

各高速道路会社

担当課長 殿

各指定都市高速道路公社

担当課長 殿

都市局

市街地整備課 企画専門官

街路交通施設課 企画専門官

公園緑地・景観課緑地環境室 課長補佐

水管理・国土保全局

治水課 課長補佐

下水道部

下水道事業課 課長補佐

道路局

路政課 課長補佐

国道・技術課 課長補佐

環境安全・防災課 課長補佐

高速道路課 課長補佐

鉄道局

施設課 課長補佐

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に
関する申し合わせ」等の再徹底について

鉄道委託工事を行う場合の透明性確保については、平成20年12月25日付け「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下、「申し合わせ文書」という）等に基づき、取り組まれているところであるが、平成29年度「道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保に関する調査」の結果において、「資料の提出なしまたは不足」とされている工事についてその理由等の詳細を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ・事業実施主体が鉄道事業者に資料の提出を求めている
- ・事業実施主体と鉄道事業者双方の協議、調整等が十分に行われていないこと等により、事業実施主体の必要とする資料が提出されていない

また、事業の透明性を確保することは重要な課題であり、今後とも重点的に取り組む必要があるが、近年の会計検査院の实地検査において、請負金額の「一式」計上の詳細が示されていないことについて、質疑や講評で言及されている状況にあり、今後、検査報告での指摘等につながる可能性もあることから、より一層の事業の透明性確保や説明責任が求められる。

このため、別添 1 から別添 3 のとおり、申し合わせ文書等の運用について、改めて周知するので、再徹底されたい。

本取り組みにあたっては、鉄道委託工事に係る地方連絡会議を活用し実施されたい。

なお、各地方整備局、北海道開発局においては、貴管内の都道府県、政令市へ本文書を参考までに送付されたい。また、都道府県を通じて、公社及び市町村へも参考送付されるよう、あわせて依頼する。

各地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局運輸部においては、申し合わせがなされた鉄道事業者に対しても周知されたい。

申し合わせ文書等の運用について

1. 資料の不足や不備等が見受けられたことから、申し合わせ文書、及び別添 2 に示す平成 20 年度「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議 WG 議事録」（以下、「WG 議事録」という）に従い、事業実施主体と鉄道事業者が必要かつ十分な協議、調整等を行った上で、以下のとおり対応を徹底するものとする。
 - 1) 「工事施行協定締結時」、「年度協定締結時」においては、協定書において必要な資料の添付について定めるものとする。また、鉄道事業者は、工事施行協定締結時に添付される資料の内容について、その精度に応じた根拠を説明するものとする。
 - 2) 原則として「鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時」、「各年度協定に係る概算払い時」においては、鉄道事業者は事業実施主体に必要な資料を提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。
 - 3) 「各年度協定の精算時」においては、事業実施主体は鉄道事業者から提出された資料により、請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行うものとする。
 - 4) 事業実施主体及び鉄道事業者は、上記 1) ～ 3) における資料について、取扱い、管理を適切に行うものとする。
2. 各段階において添付・提出する資料の内容が重複するなどの理由から、事業実施主体と鉄道事業者との協議、調整等により、申し合わせ文書における各種資料について、鉄道事業者が事業実施主体に既に提出した資料で代用する場合には、鉄道事業者は事業実施主体に対し、その旨を記した上で、関係資料を提出するものとする。
3. 申し合わせ文書の別紙資料のうち、請負金額内訳書及び請負金額内訳明細書の例を別添 3 に再掲する。申し合わせ文書及び WG 議事録に従い、橋梁の上下部工事や架設工事、橋梁の点検業務をはじめとする全ての工事や業務について、申し合わせ文書の別紙 3 と同等の資料を事業実施主体に原則としてすみやかに提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

平成 20 年度 鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との
調整会議 WG 議事録（再掲）

参加者

J R 北海道 工務部 専任部長兼管理課長
 J R 東日本 建設工事事部 次長（企画）
 J R 東海 建設工事事部 次長
 J R 西日本 建設工事事部 担当部長（企画）
 J R 四国 工務部 保線課長
 J R 九州 施設部 企画課 担当課長
 J R 貨物 保全工事事部 副部長
 J R 貨物 用地部 副部長
 （社）日本民営鉄道協会 土木部会長
 国土交通省 都市・地域整備局 街路交通施設課 整備室長
 国土交通省 河川局 治水課 企画専門官
 国土交通省 道路局 国道・防災課 企画専門官
 国土交通省 道路局 路政課 課長補佐
 国土交通省 鉄道局 施設課 課長補佐

本調整会議 WG において、下記の事項を確認した。

1. 国土交通省と JR 7 社ならびに民鉄協加盟各社は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ（平成 20 年 12 月 25 日）」に基づいた取り扱いを実施するものとする。
2. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) 工事施行協定締結時における「工事費の総額が増額となるような工事内容の変更が生じた場合」とは、増額とは少なくとも工法等の変更により工事内容に大幅な変更が生じる場合や工期延伸等も含むものであり、具体的変更の有無については、相互に協議して定めるものとする。
3. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) 工事施行協定締結時について、添付される資料の内容については、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度でよいものとし、その精度に応じた根拠については説明するものとする。また、管理費が、積み上げ計算の場合、「内訳書」は工事施行協定に添付しない。ただし、別途、鉄道事業者は事業実施主体へ内訳書を提出する。

4. 透明性に関する申し合わせ 1. 2) 年度協定締結時について、複数年度に跨る委託工事においては、2年度目以降の年度協定は原則として年度当初に締結するものとする。
5. 透明性に関する申し合わせ 1. 3) 鉄道事業者の請負契約締結後及び請負契約完了時について、鉄道事業者は原則としてすみやかに関係資料を提出する。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。
6. 透明性に関する申し合わせ 1. 4) 「各年度協定に係る概算払い」において、概算払いにおける前渡金相当額（協定額の4割まで）については、出来高予定調書の提出を要しないものとする。
7. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) ～ 5) における「同等の資料」とは、別添資料（例）と同等の内容であることを意味し、資料の様式については任意とすることができる。
8. 透明性に関する申し合わせ 1. 1) ～ 5) における資料について、事業実施主体及び鉄道事業者は当該資料の取扱い、管理を適切に行うものとする。
9. 透明性に関する申し合わせ 4. における調整会議については、委託工事に係る次の項目等について継続的に意見交換・調整等を行う。
 - 1) 透明性通達に基づく協定等締結の徹底について
 - 2) 国の会計制度の周知について（概算払いの適正化、消費税の取り扱い）
 - 3) 鉄道事業者発注の請負契約にかかる入札方式について
 - 4) 請負契約にかかる積算基準について
 - 5) 施工管理について
 - 6) 協議の迅速化に向けた取り組みについて
 - 7) 事務費の定率化について
 - 8) 国、地方公共団体による直接請負発注の可能性についてなお、「申し合わせ」および「本議事録」は、上記 1) 及び 2) の項目に」について、国土交通省と鉄道事業者が確認したものである。
10. 透明性に関する申し合わせ 5. における地方連絡会議について、構成、連絡調整事項等については別添 3 を参考とするが、詳細については必要に応じ別途調整する。

なお、本地方連絡会議は、委託工事全般に渡る共通事項について、連絡、調整を図るものとし、共通事項とならない個別案件については、別途関係当事者間で調整を行うこととする。

公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ
 (平成20年12月25日) 別添資料
 別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例(再掲)

(3) 請負金額内訳書(その1)

金 0,000,000,000 円也

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設他 請負金額

内 訳

名称	工事種類	単位	数量	単価	金額	摘要
	架道橋	式	1	0,000,000,000	0,000,000,000	
	小 計				0,000,000,000	
	取引に係る消費税等				0,000,000,000	
	合 計				0,000,000,000	

上記のとおり。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇旅客鉄道株式会社

契約責任者

〇〇〇〇

〇〇 〇〇 殿

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

上記代理人

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇建設株式会社 東京支店

支店長 〇〇〇〇

※明細書を添付しない場合

○○○○○○○○○○新設他 請負金額

番号	資産種目 経営科目 工種コード	名称・工事等種別	単位	数量	単価	金額	記事
【受託工事勘定】							
1	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(鋼 矢板式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
2	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(親 杭式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
3	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	薬液注入工	m3	0	00,000	00,000	
4	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	コラムジェット工	m	0	00,000	00,000	
5	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	簡易工事桁仮 設	t	0	00,000	00,000	
6	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	線路防護網	m	0	00,000	00,000	
7	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車停 止装置仮設	式	0	00,000	00,000	
8	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車接 近警報器仮設	式	0	00,000	00,000	
9	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	計測工設置	式	0	00,000	00,000	
小計						0,000,000	
消費税等						0,000,000	
合計						0,000,000	

例

(4) 請 負 金 額 内 訳 明 細 書

番 号 〇〇工 〇〇 第 〇〇〇〇 号
件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設

会 社 名 〇〇建設㈱東京支店
作 成 者 〇 〇 〇 〇
連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
作 成 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

例

処理番号 T0071-00 [内 訳 明 細 書 ①]

工事番号 〇〇工 〇〇 第 0000 号

工事件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設他

請負金額 0,000,000,000 円

工事種類名称	内訳工種	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁 m ²	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁 m ²	0.0	0,000	00,000	
	薬液注入工	m ³	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	簡易工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工事用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工事用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設栈橋工仮設	m ²	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	m ²	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	m ²	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	m ²	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0		000,000	
	計				0,000,000,000	

- 公共施設の点検及び調査等(以下「点検等」)に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることが可能。
※詳細については、「道路の点検等に係る地方債について」(H26.3.31付 道路局総務課長、環境安全課長通知及びH26.3.31付 道路局総務課、環境安全課事務連絡)を参照。
- 工事の着手が翌々年度となってしまう場合は、合理的な理由他があれば対象とすることが可能。
※総務省自治財政局地方債課「地方債についての質疑応答集」より



「地方債についての質疑応答集」の改定内容(抜粋) 平成31年4月版 (赤文字が追加)

Q1-7 詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の翌々年度以降となってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A1-7 建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費について、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、例えば、

- ① 建設事業を実施する公共施設等と交差する施設の管理者である、河川管理者、高速道路会社、鉄道会社など第三者との通行規制・修繕の時期や方法等に係る協議に時間を要する
- ② 詳細設計及び工事に当たって、国土技術政策総合研究所や地方整備局などの国の機関や学識経験者、都道府県など第三者に助言を求め、当該助言を踏まえた設計等に時間を要する
- ③ 工事を実施するに当たり、十分な準備期間の確保を図る必要がある

など、やむを得ず翌々年度以降となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることが出来ます。起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

点検受注者の知識や技能の確認について(情報提供)

「トンネル等の定期点検に当たっての留意事項」抜粋

(H31.3.29付け事務連絡 国道技術課課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて)

4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。



具体的な仕様書記載例

【直轄の例】

橋梁診断業務の標準特記仕様書(案) 抜粋

2. 担当技術者

1) 本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項3. で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。

- ①. 技術士(総合技術監理部門ー建設、又は、建設部門)
- ②. 博士(工学)(専門分野: 橋梁に関する研究)
- ③. 国土交通省登録技術者資格(※1)(施設分野: 橋梁(鋼橋)ー業務: 診断)、又は、(施設分野: 橋梁(コンクリート橋)ー業務: 診断)

※1: 「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL: http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】

地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

(1) 橋梁点検員

橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。

(略)

オ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁(鋼橋)の点検業務及び橋梁(コンクリート橋)の点検業務を対象とした資格を有するものであること。